

第4章

創業・起業をしたいあなたへ (創業間もない方へ)

労働関係の情報については、4ページ

1 創業・起業に関する相談をしたい

【TOKYO創業ステーション1階 (Startup Hub Tokyo)】

起業に興味がある方や起業準備に入っている方なら、どなたでも自由に立ち寄れるラウンジスペースを用意し、またコンシェルジュも常駐し、起業に関する相談をお受けしています。

問合せ先

Startup Hub Tokyo ☎ 03 (6551) 2470

【TOKYO創業ステーション2階 (創業ワンストップサポートフロア)】

担任制で支援するプランコンサルティング、司法書士・社会保険労務士・税理士への開業時に必要な手続き等の相談、金融機関による融資相談など、創業アイデアの具体化から創業に必要な経営知識の修得、ビジネスプランの作成、事業化までをワンストップでサポートしています。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 創業支援課 ☎ 03 (5220) 1141

2 知識を得たい

TOKYO創業ステーション2階 (創業ワンストップサポートフロア)

TOKYO創業ステーション2階 (創業ワンストップサポートフロア) では、事業化に至るまでに必要な経営知識や情報を習得できる各種セミナーを展開しています。

【TOKYO起業塾】

コース名	規模・回数	定員	受講料
入門コース	1日間・年4回	定員50名	2,000円
実践コース	3日間・年8回	定員20名	7,000円
ベンチャープログラム	3日間・年1回	定員20名	7,000円
ものづくり創業プログラム	5日間・年1回	定員10名	10,000円

【プチ起業スクエア】 (女性専用支援メニュー)

自分の特技や趣味、経験を活かして自分なりの働く方法を考えたり、「まずは売ってみる」ことを経験するためのプログラムです。

- (1) かがやくわたくし発見コース (1日間)
- (2) 働き方リデザインコース (4日間)
- (3) フォローアップコース (2日間)

【女性起業ゼミ】 (女性専用支援メニュー)

女性起業ゼミは、少人数制のゼミ方式で仲間を作り、互いに切磋琢磨しながらビジネスプランを策定していく女性のための専用プログラムです。

- (1) 前期：ステップアップゼミ (4日間)
- (2) 後期：ブラッシュアップゼミ (4日間)

★融資・助成制度は30ページをご覧ください。

【ワンポイントセミナー】

創業の過程において必要となるテーマを毎回 1 テーマずつ取り上げ、お伝えするコースです。創業者が知っておくべき専門的な内容や業界特有のテーマなど、幅広いテーマを取り上げていきます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 創業支援課 ☎ 03 (5220) 1141

【多摩ものづくり創業支援】

多摩地域においてもものづくり分野での起業を考えている方を対象に、ものづくりに必要な知識やノウハウを身につけていただくためのコースです。

- (1) 創業セミナー (1日間程度)
- (2) 多摩ものづくり創業プログラム (5日間程度)

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

★融資・助成制度は30ページをご覧ください。

3 創業のための施設を借りたい

創業を図る方又は創業間もない中小企業の方へインキュベーション施設を設置し、提供しています。

	名 称	所 在 地	入 居 対 象 者	問 合 せ 先
1	インキュベーション オフィス・TAMA	昭島市東町 3-6-1	本施設を主たる事務所として、先端的ものづくりや研究開発型企業等を創業する方、又は創業3年未満の中小企業者、又は公的インキュベーション施設卒業予定で入居施設の管理運営者が推薦する方	(公財) 東京都中小企業 振興公社多摩支社 ☎ 042 (500) 3901
2	白鬚西 R&D センター	荒川区南千住 8-5-7	技術開発若しくは研究開発又は試作のための作業場確保が困難な方のうち以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者 (1) 本施設を主たる事業所として創業を図ろうとする個人 (2) 本施設を主たる事業所として事業の拡大を図ろうとする創業後3年未満の中小企業者 (3) 本施設を主たる作業所として新製品・新技術開発により新たな事業分野に進出しようとする中小企業者で都内に主たる事業所を有する者又は本施設を主たる事業所としようとする者	(公財) 東京都中小企業 振興公社 事業戦略部創業支援課 ☎ 03 (5220) 1141
3	東京コンテンツ インキュベーションセンター (略称: TCIC)	中野区弥生町 2-41-17	コンテンツ・アニメ産業及びその周辺産業分野において本施設を主たる事業所として創業を図る者又は本施設を主たる事務所として事業の拡大を図ろうとする創業3年未満の中小企業者	TCIC 事務局 ☎ 03 (3383) 4616
4	青山創業促進センター (通称: 青山スタートアップアクセラレーションセンター)	渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 SOUTH 棟 3~5 階	本施設を主たる事務所又は従たる事務所として事業の拡大を図ろうとし、かつ本施設で実施される短期集中型の育成プログラム(アクセラレーションプログラム) 受講者に対し、積極的に創業や会社経営に関するアドバイス等を与えられる以下の要件を満たす方 (1) 本施設で創業を図る方 (2) 創業して10年未満のベンチャー企業 (3) 大企業からのカーブアウトやスピニアウトを目指す方 (4) 弁護士、中小企業診断士、弁理士、公認会計士等、中小企業者の相談に応じられる資格を有する方 (5) その他創業支援などの経験があり、都がふさわしいと判断した方	青山創業促進センター 事務局 ☎ 03 (6712) 6135

※下記の施設は、平成29年3月31日をもって募集を終了しました。

5	タイム24ビル内 創業支援施設	江東区青海 2-4-32	東京の産業の先導役となることが期待される情報関連、ファッション、生活関連産業等で都内で創業を図る者又は創業3年未満の中小企業者並びに第二創業、経営革新を実施してから3年未満の中小企業者。ただし、インキュベータオフィスについては創業後5年未満の中小企業者を対象とする。	
6	ソーシャルインキュベーション オフィス・SUMIDA	墨田区本所 3-15-5	新たな企業を創出しようとする起業家精神に満ちた意欲ある方又はこれに準ずる創業者で本施設を主たる事務所として利用する以下の(1)及び(2)の要件を満たす方 (1) 創業を図ろうとする者又は創業5年未満の中小企業者若しくは特定非営利活動法人等 (2) 現に事務所の確保が必要と認められるとともに、社会的課題解決への貢献が見込まれる者	(公財) 東京都中小企業 振興公社 事業戦略部創業支援課 ☎ 03 (5220) 1141
7	ベンチャー-KANDA	千代田区内神田 1-1-5	新たな企業を創出しようとする起業家精神に満ちた意欲ある方又はこれに準ずる創業者で本施設を主たる事務所として利用する以下の(1)及び(2)の要件を満たす方 (1) 創業を図ろうとする者又は創業1年未満の中小企業者 (2) 現に事務所の確保が必要と認められるとともに、今後大きく成長が見込まれる中小企業者	

創業支援施設全般に関するお問合せ先 産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4889

4 優れた経営者を目指したい（次世代アントレプレナー育成プログラム）

次世代を担う若手起業家を発掘・育成するため、ビジネスプランコンテストを開催します。各種選考を突破した決勝大会出場者（個人又はグループ）の中から、ビジネスプランのプレゼンテーションによって最優秀賞受賞者（1組以内）及び優秀賞受賞者（2組以内）には賞金を贈呈します。

また、決勝大会出場者には、経営者としての資質やリーダーシップを磨くための育成メニューを数多く提供し、事業開始を支援します。その後、東京都内に法人を設立し、事業の継続性を審査し通過した場合には法人設立事業資金を交付します。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

5 事業プランを磨き上げたい （青山創業促進センター（青山スタートアップアクセラレーションセンター））

都が抱える政策課題の解決に結び付く起業や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野での起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、5か月程度の短期集中型の育成プログラムを年2回提供します。

また、プログラム受講者を応援しうる創業後10年未満の先輩起業家等に対し、同一施設内にインキュベーションオフィスを設置します。

施設利用者同士が交流しながら切磋琢磨する場を構築することで、果敢にチャレンジする創業後間もない企業の成長を支援します。

所 在：渋谷区神宮前 5-53-67（コスモス青山 SOUTH 棟内）

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課

☎ 03 (5320) 4749

6 事業プランを実現したい（事業可能性評価事業）

創業を目指す方及び新たな事業展開を目指す中小企業（創業・新規事業開始後3年以内程度の企業を含む）に対し、新規事業の可能性について評価を行い、成長性が高いと認められる事業プランに対しては、公社が行う各種の支援事業で継続的なサポートを行います。

☆この事業は、産業力強化融資（p32）の対象です。

問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課 ☎ 03 (5822) 7232

7 資金調達の可能性を広げたい（エンジェル税制）

エンジェル税制とは、創業間もないベンチャー企業等に対して、個人（エンジェル）が投資した場合にその個人の所得税等を減税する制度のことをいいます。エンジェル税制の適用を受けるためには、要件確認の認定を受ける必要があります。詳しくはエンジェル税制ウェブサイト（<http://angel-tax.tokyo/>）をご確認ください。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課（エンジェル税制担当） ☎ 03 (5320) 4677

8 グローバル・ベンチャー創出プラットフォーム

グローバルにビジネスの展開を目指す成長段階のベンチャー企業に対し、ビジネスマッチング等の支援を行います。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4749

9 女性ベンチャー成長促進事業

事業の大きな拡大を目指す女性起業家向けに、短期集中型育成プログラムや海外派遣等を実施し、ロールモデルとなるような女性起業家の成長を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4763